

○国立大学法人お茶の水女子大学における学生支援に関する自己点検・評価実施要項

〔令和4年12月14日〕  
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証に関する基本方針（以下「内部質保証に関する基本方針」という。）に基づく国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における学生支援に関する自己点検・評価（以下「自己評価」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(自己評価の実施)

第2条 自己評価の項目は、次に掲げる観点に基づき実施するものとする。

- (1) 認証評価機関の大学評価基準
  - (2) その他、内部質保証に関する基本方針に規定する内部質保証推進責任者（以下「推進責任者」という。）又は関係部局の責任者が必要と認める観点
  - (3) 前号に係る観点の詳細については、別表のとおり定める。
- 2 学生支援に関する推進責任者は、教育を担当する副学長とする。
- 3 自己評価は、推進責任者の指示の下、関係部局の協力を得て学生委員会において行う。
- 4 実施頻度は、毎年度とする。

(関係者からの意見聴取)

第3条 推進責任者は、必要に応じて、第三者評価等、他の評価の結果、及び関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から聴取した意見を活用する。

(改善・向上)

第4条 評価結果の報告は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学生委員会は、評価結果を推進責任者及び総合評価室に報告する。
- (2) 推進責任者は、学生委員会において実施した評価結果を内部質保証に関する基本方針に規定する内部質保証統括責任者（以下「統括責任者」という。）に報告する。
- (3) 統括責任者は、評価結果に基づき改善が必要であると認められる事項がある場合、推進責任者へ改善策の検討及び実施計画の策定を含む必要な措置の

実行を指示する。

(4) 推進責任者は、前号の指示に基づき学生委員会において必要な措置を講じ、遅滞なく統括責任者へ報告する。

(5) 統括責任者は、前号の報告があった場合は、進捗状況を確認するとともに、進捗状況に即した対応を行う。

2 評価結果の公表は、総合評価室が学生委員会から報告を受けた評価の結果等を公表するものとする。

#### 附 則

この要項は、令和4年12月14日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

項目	観点
学生生活支援	学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること
課外活動支援	学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること
留学生生活支援	留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること
特別な支援	障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること
経済支援	学生に対する経済面での援助を行っていること